# 第43回

離島振興市町村議会議長全国大会

要望書

令和7年10月30日

全国離島振興市町村議会議長会

# 目 次

冝	言
決	議
有人国境	前離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の
維持に	関する特別措置法の改正・延長に関する特別要望3
令和8年	平度離島の振興に関する要望
第 1	離島の振興5
第 2	離島市町村財政の強化8
第 3	交通対策の強化9
第 4	高度情報通信ネットワークの強化11
第 5	産業対策の推進12
第 6	生活環境の整備促進14
第 7	医療対策の強化15
第 8	子育て支援・高齢者福祉の充実17
第 9	教育・文化の振興18
第10	環境対策の推進19
第11	エネルギー対策の推進20
第12	災害対策の強化・安全確保21

# 宣言

離島は、海洋国家である我が国にとって、領海や排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、再生可能エネルギーの導入及び活用などの観点から、極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、離島をとりまく環境は、他の地域に比較して厳しい自然的・ 社会的条件の下にあり、本土以上に人口減少、高齢化、過疎化が急速に進展 するなど、依然として厳しい状況にある。

このような状況に鑑み、離島が持つ役割を十分に果たしていくためには、 国と市町村が信頼関係の下、離島の自立的発展を推進し、島民の生活の安定 及び福祉の向上を図るとともに、本土にはない豊かな自然環境や伝統的な文化 を活かした定住の促進及び地域間の交流といった方策を通じて、離島の振興を 図る必要がある。

よって、全国離島振興市町村議会議長会は、本日、「第43回離島振興市町村 議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここ に誓う。

以上、宣言する。

令和7年10月30日

第43回離島振興市町村議会議長全国大会

# 決 議

離島、奄美群島・小笠原諸島、沖縄及び有人国境離島地域の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るためには、特別の措置を講じることが不可欠である。

よって、国においては、令和8年度の予算編成及び施策の策定に当たっては、本会の下記要望事項を十分に踏まえるよう、強く要請する。

記

- 一 離島の振興
- 一 離島市町村財政の強化
- 一 交通対策の強化
- 一 高度情報通信ネットワークの強化
- 一 産業対策の推進
- 一 生活環境の整備促進
- 一 医療対策の強化
- 一 子育て支援・高齢者福祉の充実
- 一 教育・文化の振興
- 一 環境対策の推進
- 一 エネルギー対策の推進
- 一 災害対策の強化・安全確保

以上、決議する。

令和7年10月30日

第43回離島振興市町村議会議長全国大会

# 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会 の維持に関する特別措置法の改正・延長に関する特別要望

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」は、平成28年に制定されて以来、領海・排他的経済水域の保全などの重要な役割を担っている。

しかしながら、有人国境離島地域における海上監視体制等や特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充、すべての利用者を対象とした航路・航空路運賃低廉化、燃油サーチャージ分を含めた経費全額の補助対象化、カーフェリー自動車航送料金低減、本土・離島間に加え離島間輸送費用の低廉化等の対策など、未だ多くの課題を抱えている。

こうしたことから、有人国境離島地域の保全対策等及び特定有人国境離島地域にかかる地域社会維持に関する政策を鋭意推進するため、引き続き特別の措置を講じる必要がある。

よって、現行の「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が令和8年度末をもって失効することから、国境離島地域の実情や要望を反映した内容に改正の上、期限延長を必ず実現すること。

令和8年度離島の振興に関する要望

### 第1 離島の振興

#### 1 離島の振興

- (1) 離島振興法に規定されている離島振興基本方針及び離島振興計画に基づき実施する事業に対し、所要額を確保するとともに、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少の防止と定住の促進を図るための施策等を積極的に推進すること。
- (2) 離島活性化交付金等事業計画を十分尊重し、離島活性化交付金及び離島 広域活性化事業について必要な予算額を確保するとともに、対象事業の拡充などの強化を図ること。
- (3) 令和8年度離島振興関係事業予算については、離島振興関係公共事業予算を確保するとともに、適正なインフラ整備を促進する社会資本整備総合交付金をはじめ、国庫補助金などの所要額を必ず確保すること。
- (4) スマートアイランド実現のため、ICTの活用、ドローンやグリーンスローモビリティの導入などの事業に対し、財政措置を講じること。
- (5) 都道府県が市町村に対する離島の振興のために必要な情報の提供及びその他の援助を実施するための支援を講じること。
- (6) 人口の減少及び高齢化の進展が著しい小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等が図られるよう、支援を講じること。

# 2 奄美群島の振興

奄美群島振興開発特別措置法に基づき、奄美群島の自立的発展及び移住・ 定住の促進等の諸施策を積極的に推進するとともに、奄美群島振興交付金を 確保・充実すること。

# 3 小笠原諸島の振興

小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、小笠原諸島の自立的発展及び移住・定住の促進等の諸施策を積極的に推進するとともに、所要額を確保する こと。

#### 4 沖縄の振興

沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画にのっとり、産業振興や定住促進等により、自立的で持続可能な発展に向けた諸施策を積極的に推進するとともに、沖縄振興一括交付金等の予算額を確保・充実すること。

#### 5 国境離島地域の振興

- (1) 有人国境離島地域の保全に関する施策を積極的に推進するとともに、所要額を確保すること。
- (2) 特定有人国境離島地域については、雇用機会の拡充、全ての利用者を対象とした航路・航空路運賃低廉化、カーフェリー等自動車航送料金低減の対策、本土・離島間に加え離島間輸送費用の低廉化等の対策を拡充強化し、所要額を確保すること。

特に、離島住民運賃の割引支援は、燃油サーチャージ分を含めた経費全額を補助対象とすること。

### 6 離島の保全・管理及び振興

海洋基本法に基づく海洋基本計画にのっとり、離島の保全・管理や振興に 関する諸施策を積極的に推進すること。

# 7 離島特別区域制度の整備

離島の活性化と定住促進のため、離島特別区域制度の詳細設計を定めた新たな法制度を早急に検討すること。

# 8 離島航路・航空路支援法(仮称)の早期制定

離島航路・航空路は、離島住民にとって生命線であり、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するため、全ての離島航路・航空路を安定的に維持存続するための支援策の抜本強化を盛り込んだ「離島航路・航空路支援法(仮称)」を早期に制定すること。

#### 9 地方創生関連施策の推進

- (1) 地方創生関連施策の推進に当たっては、離島の特性や実情に配慮するとともに、離島市町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、地方財政計画に計上する地方創生関係事業費を大幅に拡充すること。
- (2) 関係人口の醸成及び雇用機会の拡充を図るなど、離島の地域社会維持・活性化施策を推進すること。
- (3) 離島における二地域居住の促進に向けた施策を拡充するとともに、定住促進のための住宅整備事業及び空き家再利用にかかる改修等支援事業等における財政措置を強化すること。

また、離島へ移住し、起業等により地域課題の解決に資する新たな担い手に対する支援措置を講じること。

# 第2 離島市町村財政の強化

### 1 地方交付税等の確保

- (1) 地方交付税の財源保障機能及び財源調整機能にのっとり、地方財政計画 に離島市町村の財政需要を適切に反映させ、地方交付税の総額を確保・充実するとともに、個々の地方公共団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意すること。
- (2) 離島市町村に対する地方交付税の傾斜配分を拡充強化するとともに、段階補正については、離島の特殊事情を踏まえ、更に拡充すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、現在湖沼を取り巻く自治体面積に、湖沼面積が含まれて算定されていることから、離島市町村の自治体面積にも海域面積を加えること。
- (4) 離島の航路・航空路維持対策、高料金水道運営対策、廃棄物の処理に係る島外搬送等離島の特殊事情による財政需要に対し、特別交付税の拡充強化を図ること。

また、離島航路の支援にかかる地方交付税の離島航路対策費については、 その重要性に鑑み、所要額を必ず確保すること。

### 2 過疎対策の推進

離島は本土以上に過疎化が急速に進行していることから、過疎対策事業債 及び辺地対策事業債の所要額を確保すること。

# 3 財政・税制措置の延長・拡充

- (1) 奄美群島における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置を延長すること。
- (2) 生活環境の広域化が困難な離島自治体に対する普通交付税措置を拡充すること。
- (3) 地方財政に影響を及ぼさないよう、財源補てんを行った上で、離島における揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置を創設すること。

# 第3 交通対策の強化

#### 1 離島航路の維持対策の強化

- (1) 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資する施策を積極的に 実施し、全ての離島航路の旅客運賃及び貨物料金・自動車航送料金を、JR の運賃・料金並みに引き下げること。
- (2) 離島航路補助金等の所要額確保並びに補助金算定方法の見直し及び算定 基準を緩和し国庫補助割合を大幅に改善すること。
- (3) 離島航路構造改革補助金をはじめとした、地域公共交通確保維持改善事業について、その所要額を必ず確保するとともに離島航路補助制度を拡充すること。
- (4) 離島航路の就航船舶が事故等で運休となるなどの航路途絶時における代替船の確保及び船舶の修繕等、すべての離島航路に対する支援を拡充すること。
- (5) 離島航路就航船舶の建造等については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造融資基準の緩和等の支援政策を一層拡充すること。

また、船舶の購入費等を対象とした特別な地方債制度を創設すること。

(6) 高速船ジェットフォイルはその多くが老朽化し、船体更新が急務となっているため、運航会社の負担軽減措置を含めた抜本的対策を早急に講じること。

# 2 離島航空路の維持対策の強化

- (1) 全ての離島航空路線の維持確保を図るとともに、離島航空路運賃の引き下げ及び既存航空路線の運航欠損補助等の支援を拡充すること。
- (2) 特定離島航空路線の維持にかかる補助所要額を確保するとともに、補助対象要件を緩和し、補助対象路線を拡大すること。
- (3) 航空機等購入費補助については、地域航空事業者の実情に配慮し、対象を拡充するとともに、離島航空路線にかかる所要額を確保し、国庫補助率

を引き上げること。

- (4) 悪天候における欠航の防止と安全運航確立を図るため、各種航行・進入援助施設の整備を図ること。
- (5) 離島住民の生活の安定と地域振興を図るため、小型飛行場の建設・地域 航空交通(コミューター)システムの推進を図るとともに、高速交通化に 対応したジェット機の就航可能な空港についても積極的に整備すること。

#### 3 離島バス路線の維持対策の強化

離島バス事業は、公共性が極めて高いが、厳しい経営状況となっていることから、路線の維持対策を強化するとともに、ノンステップバスやハイブリッド・電気バスなどの車両導入への補助率上乗せ等、離島の実情に即した対策を講じること。

#### 4 道路等の整備

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、離島の振興・活性化の基盤としての道路整備事業を積極的に促進するとともに、主要地方道を国道に昇格すること。
- (2) 離島の隔絶性の解消と生活圏の広域化を図るため、離島と本土及び離島相互間の架橋の整備及び建設事業を積極的に推進すること。

### 5 港湾の整備

社会資本整備重点計画に基づき、離島における資源の安定供給、地域の産業振興、海上交通の安全性の向上等の見地から、港湾等の整備を一層強化すること。

# 第4 高度情報通信ネットワークの強化

### 1 高度情報通信ネットワークの強化

- (1) 5G等高規格通信インフラの整備など高度情報通信ネットワークの充実 を早急に図るとともに維持管理費用について財政支援措置を講じること。
- (2) 光ファイバ等の次世代高速通信環境整備と維持更新、携帯電話不感対策及び地上波デジタル放送難視聴対策等、離島の総合的な情報格差解消対策を促進すること。
- (3) 離島へのサテライトオフィス等の設置によるテレワーク推進、遠隔テレビ会議システムの導入等、離島の総合的な情報化推進のための財政支援措置を講じること。

#### 2 郵政サービスの確保

離島における郵政サービスが果たす役割を踏まえ、郵便局の各種サービス を維持すること。

# 第5 産業対策の推進

#### 1 流通コストの低減措置の強化

- (1) 石油製品価格差の効率的な解消を図るため、離島に係る石油製品価格プール制の導入、海上輸送を含めた製品搬送・配送の共同化等流通合理化などの支援を実施すること。
- (2) ガソリンの本土との価格差は離島社会の存亡に関わる重大事であることから、離島ガソリン流通コスト支援事業を引き続き実施すること。

#### 2 漁業振興対策の推進

- (1) 離島の水産基盤整備事業に基づく漁港漁場の整備、各種魚礁の設置や藻場・干潟の造成など、水産資源を育む水産環境の整備を積極的に推進すること。
- (2) 離島における水産業の多面的機能の維持増進を図るため、離島漁業再生 支援交付金及び特定有人国境離島漁村支援交付金を拡充強化すること。
- (3) 離島における漁業の円滑な操業を図るため、離島の実情を十分勘案し、離島周辺地域における大中まき網・底びき網操業禁止区域を拡大すること。
- (4) 離島における漁業を存続させ水産食料の安定供給を図るため、漁業用燃油価格が高騰する場合に備えて影響を軽減する補填措置、金融税制対策、 省エネルギー型漁業の普及など、必要な対策を講じること。
  - 特に、漁業用燃油価格の高騰対策については、現行の漁業経営セーフティネット構築事業における特別対策を継続すること。
- (5) 漁業用A重油石油石炭税及び軽油引取税に係る税制特例措置を恒久化すること。
- (6) 竹島及び尖閣諸島周辺や能登半島沖の大和堆など、我が国の領海及び排他的経済水域において漁業者の自由かつ安全な操業・航行の確保が図られるよう、万全の対策を講じること。

#### 3 農林業振興対策の推進

- (1) 離島における農林業の振興のため、農林道の整備、農村環境整備、農業 集落排水事業等を促進すること。
- (2) 森林の持つ保水力、国土保全及び離島における災害防止並びに水資源の確保の観点から、造林事業を積極的に推進すること。
- (3) 農業用A重油石油石炭税及び軽油引取税に係る税制特例措置を恒久化すること。

#### 4 商工業等振興対策の推進

離島の商工業等の振興のため、産地加工、個人客のための体験滞在型観光、 産業再生に向けた基盤・組織づくり等を積極的に推進すること。

#### 5 観光誘客の促進

離島への観光誘客を促進するため、観光客を呼び込むための支援及び外国 人観光客受入体制整備に関する支援を拡充強化すること。

また、離島の魅力を発信する場を提供し、関係人口拡大やUJIターンによる 定住の促進、アクセス向上への支援を強化すること。

### 6 都市と農山漁村の共生・対流

離島の優れた資源を活用した地場産業を育成するとともに、都市と農山漁村の共生・対流を積極的に推進すること。

# 第6 生活環境の整備促進

### 1 生活用水等の確保

- (1) 住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実を図り、積極的に推進すること。
- (2) 離島における生活用水の水量不足と水質悪化を改善するため、海底送水事業、海水淡水化事業、ダム建設事業等を積極的に推進すること。

### 2 第1次国土強靭化実施中期計画の着実な実施

第1次国土強靭化実施中期計画を着実に実施すること。

また、離島の港湾施設や防災拠点施設、地域活動の基盤となる施設等社会 資本の老朽化対策を総合的に推進するとともに、万全な財政措置を講じるこ と。

### 3 空き家対策の推進

離島における空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、離島市町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政措置を講じること。

また、離島への定住促進を図るため、空き家等の利活用を促進するための支援制度を拡充すること。

# 第7 医療対策の強化

#### 1 保健医療の改善

(1) 離島の保健医療の改善を図るため、へき地における医療施設の整備、医療従事者の確保、情報通信の活用等により総合的なへき地保健医療対策を一層推進すること。

特に、総合医の養成・確保の対策を早急に講じること。

- (2) へき地医療支援機構の強化及び当該事業に係る財政措置を充実すること。
- (3) 離島の特殊事情を考慮し、保健、予防活動、医師の診断、治療等の効率 化を図るため、画像電送等による医療情報システムの導入・維持に係る財 政措置を講じること。
- (4) オンライン診療の普及を図るため、ガイドラインの見直し等の必要な対策を講じること。
- (5) 医師の確保等、離島医療従事者の確保・派遣制度を確立するとともに、 遠隔医療体制を強化・充実するための必要な対策を講じること。

# 2 医療機関の運営対策の強化

(1) 離島における公的医療機関の経営健全化対策を強化するため、財政措置を充実すること。

また、消費税制度において、自治体病院の運営に影響が生じないよう、十分な支援策を講じること。

(2) 地域医療構想の実現に当たって生じている課題等を解決するため、離島の実情を十分踏まえ、更なる支援策を講じるとともに、一律に結論の期限を区切らないこと。

また、公立・公的病院については、全国一律の基準による拙速な再編・ 統合を誘導しないこと。

(3) 離島における民間医療機関については、離島の特殊事情を考慮し、機械器具等初年度開設費を含む経営に係る融資・税対策等について特別優遇措置を講じること。

#### 3 救急医療対策の強化

離島における救急患者の輸送に迅速に対応するため、患者輸送車(艇)、ドクターへリ等緊急輸送体制の整備を積極的に進めること。

また、医療従事者の派遣をはじめ、救急患者搬送体制の強化及び本土側医療機関の受入体制の構築を図るとともに、離島住民の通院等の支援体制を強化すること。

### 4 専門医療対策の強化

歯科、眼科、耳鼻科、産婦人科、小児科等の専門医の定期的な派遣と巡回 診療の強化及び予防医療強化のため、保健師の増員対策等の措置を積極的に 講じること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、離 島医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。

#### 5 感染症対策の強化

- (1) 離島という地理的社会的特性を踏まえた感染症拡大防止対策及び支援を行うこと。
- (2) 医療従事者の確保等、ワクチン接種にかかる支援措置を強化すること。

# 6 輸血用血液製剤の安定供給

離島における輸血用血液製剤の安定的供給の重要性に鑑み、地域の実情に基づいた輸血管理体制と医療連携の構築を図るとともに、血液備蓄体制の整備を積極的に推進すること。

# 第8 子育て支援・高齢者福祉の充実

### 1 子育て支援の充実

- (1) 離島における若年層の定住化を図るため、離島のニーズに合った保育所が設置できるよう、更に基準を緩和すること。
- (2) 離島における子育ての負担軽減のため、保育所、放課後児童クラブ、子育て支援センター等の運営に係る財政措置を充実すること。

### 2 高齢者福祉と介護サービスの確保

離島における高齢者福祉の増進と介護及び障がい者・児童福祉サービスの 確保・充実を図るための施策を積極的に推進すること。

#### 3 介護サービス基盤の整備

- (1) 離島における介護保険制度を円滑に実施するため、介護基盤整備に係る財政措置を充実すること。
- (2) 離島におけるサービス提供事業者等による介護サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じるとともに、訪問介護員、介護支援専門員等、人材の育成・確保及び処遇の改善を図ること。

また、島内人材等の活用促進や介護ロボットの導入に対して十分な支援 を行うこと。

(3) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員、地域生活支援コーディネーター等の研修を充実すること。

### 4 介護保険制度の改善

良質な介護サービスの安定的な供給が図られるよう、介護報酬単価は、離 島の特性に十分配慮し、一層の嵩上げ措置を講じること。

# 第9 教育・文化の振興

### 1 学校教育の充実

(1) 離島における学校教育水準の向上を図るため、必要な施設・設備に対する財政措置を充実すること。

また、教職員の確保等について、十分な支援策を講じること。

- (2) 離島における教育費の負担軽減のため、高等学校未設置離島から区域外に居住して通学する場合の生活支援、学校統合に伴う遠距離通学費及び寄宿舎管理運営に係る財政措置を充実すること。
- (3) 離島における重要な定住要件である小・中・高等学校を維持・活用するため、離島留学及び遠隔教育の促進のための関連施策を充実強化すること。
- (4) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT環境整備費に対する財政措置を継続・拡充するとともに、小・中学校における校内ネットワーク環境や学習環境の改善、学習用ソフトウェアを含めた1人1台端末等の維持・更新に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること。

また、GIGAスクールサポーター及びICT支援員の配置水準を引き上げるとともに、十分な支援策を講じること。

# 2 伝統的文化の振興

離島における伝統的文化の保存・振興及び担い手の育成を図るための施策 を積極的に支援すること。

# 第10 環境対策の推進

#### 1 海岸漂着物等の処理の推進

海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図るため、離島市町村の財政負担が生じないよう、万全の措置を講じること。

また、漂着木造船等については、回収・処理に当たる離島市町村の実情を 十分に考慮し、迅速な対応ができるよう財政支援の早期確定等、弾力的な運 用を図ること。

### 2 循環型社会の構築

家電・廃棄自動車等のリサイクルに係る住民負担の軽減措置をすること。 また、家電リサイクルに係る収集運搬料金の軽減措置の円滑な実施及びリ サイクル料金の前払い制度を導入すること。

なお、制度の見直しに当たっては、離島市町村の実態を十分に踏まえること。

# 3 廃棄物処理対策等の充実強化

一般廃棄物処理施設等の維持管理費や島外搬送費、貨物輸送整備への財政的援助、その他広域的な廃棄物処理施設等に対する財政支援を拡充すること。

# 第11 エネルギー対策の推進

### 1 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

離島の特性・実情に応じた省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及などの取組を支援するため、地方が自由に使える財源を確保すること。

### 2 再生可能エネルギー対策の促進

エネルギーの安定的・適切な供給の確保を図る観点から、離島の有する自然的・地理的条件をいかした風力発電等の再生可能エネルギーの導入を促進すること。

また、離島の低炭素地域づくりのために必要な設備導入に対する支援を積極的に行うこと。

### 3 石油製品の価格の低廉化対策等の推進

離島におけるガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス等の石油製品の価格是正のため、輸送に係る補助制度等を創設し、販売価格を本土並みに引き下げる対策を講じること。

# 第12 災害対策の強化・安全確保

### 1 防災・減災対策等の強化及び大規模災害対策の確立

- (1) 離島における風水害、地震災害、津波等に対する防災・減災対策の充実を図るとともに、離島市町村の財政負担の軽減を図りつつ、強力に推進する仕組みを整え、所要の財政上の措置等を早急に講ずること。
- (2) 離島における地震・津波・火山噴火・土砂災害等発生時の避難施設整備をはじめ、緊急島外避難、国・地方自治体・住民間の情報伝達システム構築等を含む総合対策を確立すること。
- (3) 離島における地震・津波・火山噴火・土砂災害等の予知対策のため、観測施設の増設、各種シミュレーションの策定・開発等、調査・観測・研究体制を充実強化し、防災システム整備を促進すること。
- (4) 地震・津波・火山噴火・台風・豪雨・土砂・高潮等を含む大規模自然災害被災離島の早期復旧・復興を促進すること。
- (5) 離島における消防施設・消防水利・安全装備品の整備、消防職員や消防 団員確保対策等にかかる財政支援措置等を拡充すること。

# 2 離島の安全確保

海上犯罪、外国人による領海侵入及び不法上陸等に適切に対応し、離島の安全を確保するため、必要な人員、体制の確保及び装備資機材等の整備を推進するなど、監視・取締り体制や防疫体制の充実強化を図るとともに、海上保安庁・警察等の円滑かつ緊密な情報共有等による連携体制の構築等を着実に推進すること。